

大阪市告示第739号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年5月29日

大阪市長 横山英幸

路線名	区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
東淀川区第905号線	東淀川区柴島2丁目 50番の9地から 同区同 50番の9地まで (別紙参考図参照)	旧	4.55 ^m	2.00 ^m
		新	4.55～6.55	2.00

(建設局総務部管財課)